

令和元年分 相続税の申告事績の概要

令和2年12月
名古屋国税局

I 令和元年分における相続税の申告事績の概要

II 参考計表

- 被相続人数の推移
- 課税割合の推移
- 相続税の課税価格及び税額の推移
- 相続財産の金額の推移
- 相続財産の金額の構成比の推移

III 各県別の相続税の申告事績

I 令和元年分における相続税の申告事績の概要

令和元年分における岐阜県、静岡県、愛知県及び三重県下の被相続人数（死亡者数）は 156,350 人（前年対比 101.0%）でした。そのうち相続税の申告書の提出に係る被相続人数は 17,274 人（同 98.8%）で、その課税価格の総額は 2 兆 2,529 億円（同 97.7%）、申告税額の総額は 2,552 億円（同 95.4%）でした。

○ 相続税の申告事績

項目		年分等	(注1) 平成30年分	(注1) 令和元年分	対前年比
①	(注2) 被相続人数（死亡者数）	人	154,767	156,350	101.0%
②	相続税の申告書の提出に係る被相続人数	人 外 4,322	17,480	17,274 外 4,315	98.8% 外 99.8
③	課税割合 (②/①)	%	11.3	11.0	ポイント ▲ 0.3
④	相続税の納税者である相続人数	人	39,428	38,974	98.8%
⑤	(注3) 課税価格	億円 外 2,319	23,069	22,529 外 2,287	97.7% 外 98.6
⑥	税額	億円	2,675	2,552	95.4%
⑦	1 被 人 相 当 続 た り 人	(注3) 課税価格 (⑤/②)	万円 外 5,367	13,198 外 5,300	98.8%
⑧		税額 (⑥/②)	万円	1,530 1,477	96.5%

(注)1 平成30年分は令和元年10月31日まで、令和元年分は令和2年11月2日(※)までに提出された申告書（修正申告書を除く。）データに基づき作成している。

※ 申告期限が土・日・祝日等の場合は、その翌日が申告期限となることから、令和元年12月31日に亡くなられた方についての申告期限は令和2年11月2日になる。

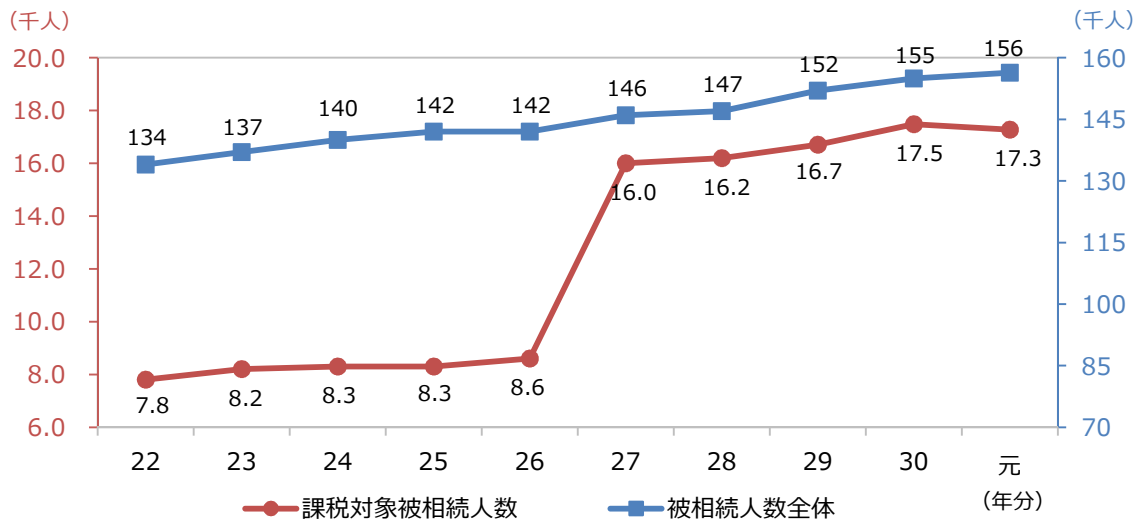
2 「被相続人数（死亡者数）」は、厚生労働省政策統括官（統計・情報政策担当）の「人口動態統計」のデータに基づく。

3 「課税価格」は、相続財産価額に相続時精算課税適用財産価額を加え、被相続人の債務・葬式費用を控除し、さらに相続開始前3年以内の被相続人から相続人等への生前贈与財産価額を加えたものである。

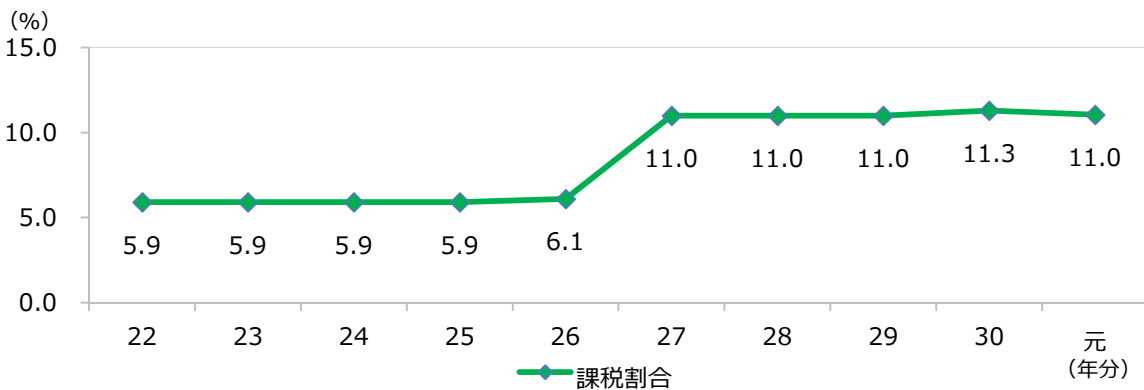
4 各年分とも、本書は相続税額のある申告書に係る計数を示し、外書は相続税額のない申告書に係る計数を示す。

Ⅱ 参考計表

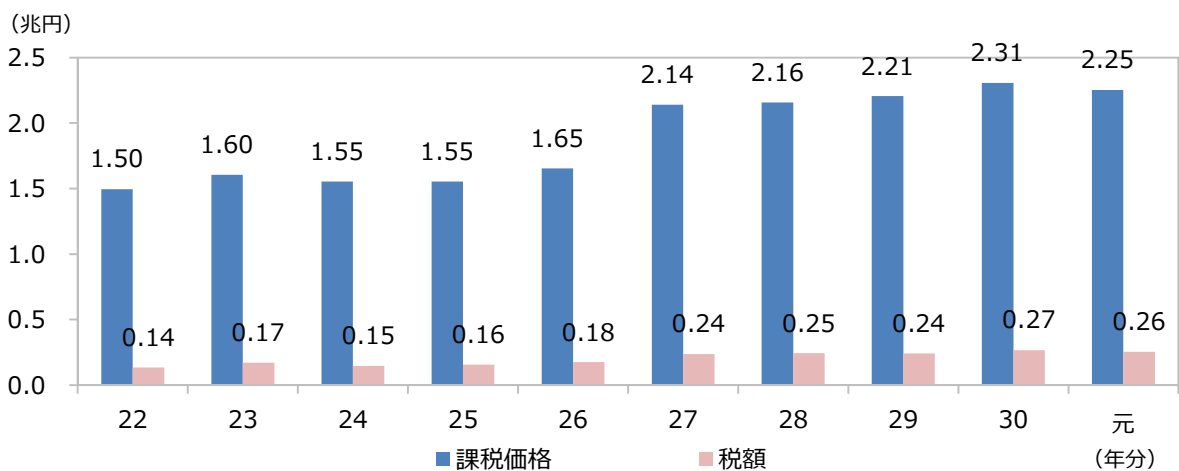
1 被相続人数の推移



2 課税割合の推移



3 相続税の課税価格及び税額の推移



(注) 1 「課税価格」は、相続財産価額に相続時精算課税適用財産価額を加え、被相続人の債務・葬式費用を控除し、相続開始前3年以内の被相続人から相続人等への生前贈与財産価額を加えたものである。

2 上記の計数は、相続税額のある申告書（修正申告書を除く。）データに基づいて作成している。

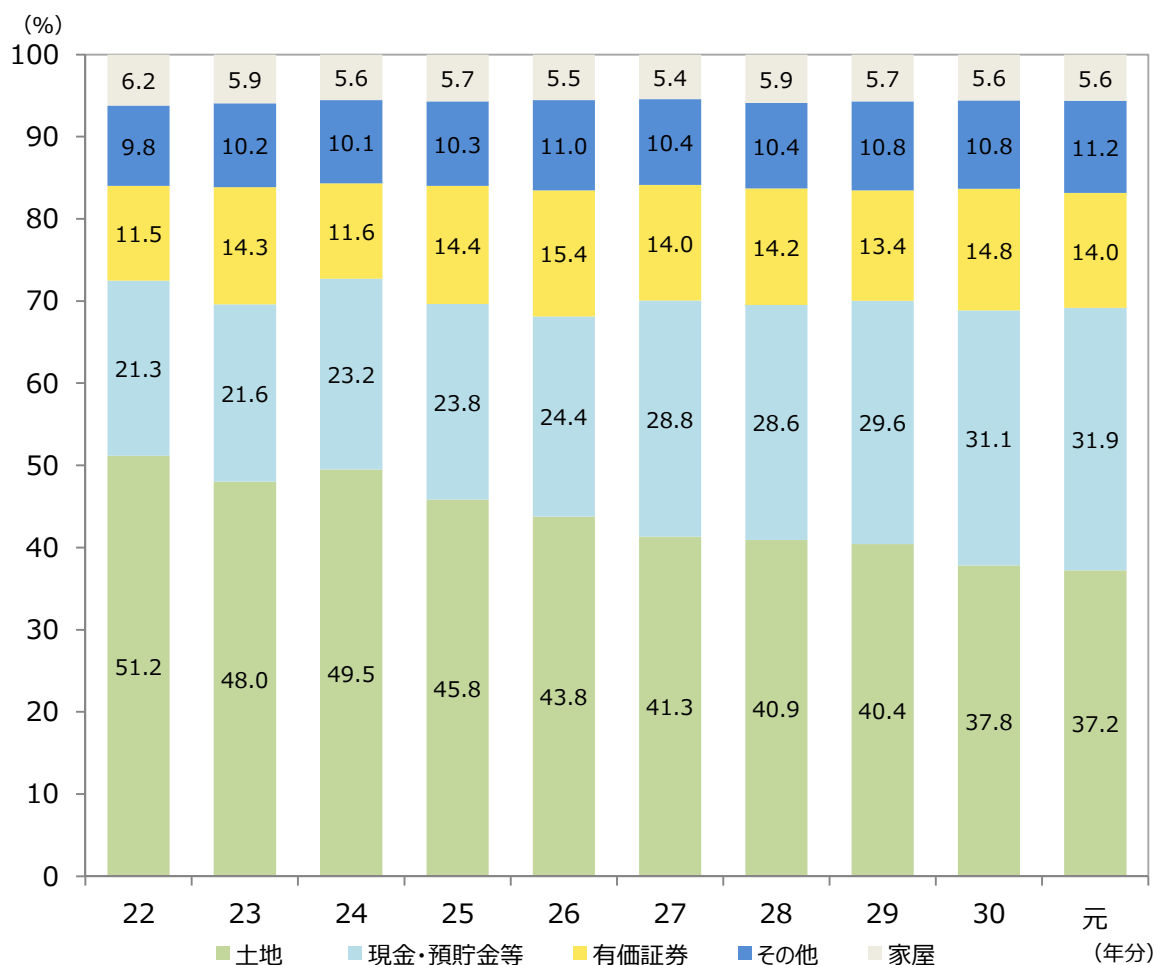
4 相続財産の金額の推移

(単位：億円)

項目 年分	土地	家屋	有価証券	現金・ 預貯金等	その他	合計
平成22年	8,326	1,010	1,876	3,468	1,591	16,271
23	8,363	1,034	2,482	3,756	1,776	17,411
24	8,299	931	1,950	3,892	1,697	16,769
25	7,671	952	2,408	3,985	1,720	16,736
26	7,790	980	2,732	4,335	1,955	17,792
27	9,472	1,245	3,219	6,591	2,392	22,919
28	9,521	1,375	3,301	6,647	2,414	23,258
29	9,470	1,336	3,149	6,940	2,537	23,433
30	9,263	1,367	3,621	7,609	2,639	24,499
令和元年	8,885	1,340	3,335	7,620	2,683	23,862

(注) 上記の計数は、相続税額のある申告書（修正申告書を除く。）データに基づき作成している。

5 相続財産の金額の構成比の推移



(注) 上記の計数は、相続税額のある申告書（修正申告書を除く。）データに基づき作成している。

Ⅲ 各県別の相続税の申告事績

○ 別表（参考）相続税の申告事績【岐阜県】

項目		年分等	(注1) 平成30年分	(注1) 令和元年分	対前年比
①	(注2) 被相続人数（死亡者数）	人	23,062	23,417	% 101.5
②	相続税の申告書の提出に係る被相続人数	外 421 人	1,948	外 396 人	外 94.1 %
③	課税割合 (②/①)	%	8.4	%	ポイント 0.1
④	相続税の納税者である相続人数	人	4,138	4,310	% 104.2
⑤	(注3) 課税価格	外 239 億円	2,223	外 236 億円	外 98.5 %
⑥	税額	億円	201	205	% 102.0
⑦	1 被 人 相 当 続 た り 人	(注3) 課税価格 (⑤/②)	外 5,685 万円	外 5,954 万円	外 104.7 %
⑧		税額 (⑥/②)	万円	万円	% 100.4

(注)1 平成30年分は令和元年10月31日まで、令和元年分は令和2年11月2日(※)までに提出された申告書(修正申告書を除く。)データに基づき作成している。

※ 申告期限が土・日・祝日等の場合は、その翌日が申告期限となることから、令和元年12月31日に亡くなられた方についての申告期限は令和2年11月2日になる。

2 「被相続人数(死亡者数)」は、厚生労働省政策統括官(統計・情報政策担当)の「人口動態統計」のデータに基づく。

3 「課税価格」は、相続財産価額に相続時精算課税適用財産価額を加え、被相続人の債務・葬式費用を控除し、さらに相続開始前3年以内の被相続人から相続人等への生前贈与財産価額を加えたものである。

4 各年分とも、本書は相続税額のある申告書に係る計数を示し、外書は相続税額のない申告書に係る計数を示す。

○ 別表（参考）相続税の申告事績【静岡県】

項目		年分等	(注1) 平成30年分	(注1) 令和元年分	対前年比
①	(注2) 被相続人数（死亡者数）	人	41,972	42,190	100.5%
②	相続税の申告書の提出に係る被相続人数	人 外 1,030	4,184	4,045 外 1,012	96.7% 外 98.3
③	課税割合 (②/①)	%	10.0	9.6	ポイント ▲ 0.4
④	相続税の納税者である相続人数	人	9,620	9,404	97.8%
⑤	(注3) 課税価格	億円 外 545	5,305	4,848 外 535	91.4% 外 98.1
⑥	税額	億円	581	472	81.2%
⑦	1 被 人 相 当 続 た り 人	(注3) 課税価格 (⑤/②)	万円 外 5,288	12,678 外 5,282	94.5% 外 99.9
⑧		税額 (⑥/②)	万円	1,388 1,166	84.0%

(注) 1 平成30年分は令和元年10月31日まで、令和元年分は令和2年11月2日(※)までに提出された申告書(修正申告書を除く。)データに基づき作成している。

※ 申告期限が土・日・祝日等の場合は、その翌日が申告期限となることから、令和元年12月31日に亡くなられた方についての申告期限は令和2年11月2日になる。

- 「被相続人数(死亡者数)」は、厚生労働省政策統括官(統計・情報政策担当)の「人口動態統計」のデータに基づく。
- 「課税価格」は、相続財産価額に相続時精算課税適用財産価額を加え、被相続人の債務・葬式費用を控除し、さらに相続開始前3年以内の被相続人から相続人等への生前贈与財産価額を加えたものである。
- 各年分とも、本書は相続税額のある申告書に係る計数を示し、外書は相続税額のない申告書に係る計数を示す。

○ 別表（参考）相続税の申告事績【愛知県】

項目		年分等	(注1) 平成30年分	(注1) 令和元年分	対前年比
①	(注2) 被相続人数（死亡者数）		人 68,833	人 69,932	% 101.6
②	相続税の申告書の提出に係る被相続人数		人 外 2,550 9,838	人 外 2,594 9,731	% 外 101.7 98.9
③	課税割合 (②/①)		% 14.3	% 13.9	ポイント ▲ 0.4
④	相続税の納税者である相続人数		人 22,454	人 22,019	% 98.1
⑤	(注3) 課税価格		億円 外 1,336 13,801	億円 外 1,331 13,562	% 外 99.6 98.3
⑥	税額		億円 1,724	億円 1,664	% 96.5
⑦	1 被 人 相 当 続 た り 人	(注3) 課税価格 (⑤/②)	万円 外 5,239 14,028	万円 外 5,130 13,937	% 外 97.9 99.3
⑧		税額 (⑥/②)	万円 1,753	万円 1,710	% 97.6

(注) 1 平成30年分は令和元年10月31日まで、令和元年分は令和2年11月2日(※)までに提出された申告書(修正申告書を除く。)データに基づき作成している。

※ 申告期限が土・日・祝日等の場合は、その翌日が申告期限となることから、令和元年12月31日に亡くなられた方についての申告期限は令和2年11月2日になる。

- 2 「被相続人数(死亡者数)」は、厚生労働省政策統括官(統計・情報政策担当)の「人口動態統計」のデータに基づく。
- 3 「課税価格」は、相続財産価額に相続時精算課税適用財産価額を加え、被相続人の債務・葬式費用を控除し、さらに相続開始前3年以内の被相続人から相続人等への生前贈与財産価額を加えたものである。
- 4 各年分とも、本書は相続税額のある申告書に係る計数を示し、外書は相続税額のない申告書に係る計数を示す。

○ 別表（参考）相続税の申告事績【三重県】

項目		年分等	(注1) 平成30年分	(注1) 令和元年分	対前年比
①	(注2) 被相続人数（死亡者数）	人	20,900	20,811	99.6%
②	相続税の申告書の提出に係る被相続人数	外 321 人	1,510	外 313 1,518	外 97.5 100.5%
③	課税割合 (②/①)	%	7.2	7.3	ポイント 0.1
④	相続税の納税者である相続人数	人	3,216	3,241	100.8%
⑤	(注3) 課税価格	外 199 億円	1,741	外 186 1,868	外 93.3 107.3%
⑥	税額	億円	169	212	124.8%
⑦	1 被 人 相 当 続 た り 人	(注3) 課税価格 (⑤/②)	外 6,213 万円	外 5,942 12,308	外 95.6 106.8%
⑧		税額 (⑥/②)	万円	1,394	124.2%

(注) 1 平成30年分は令和元年10月31日まで、令和元年分は令和2年11月2日(※)までに提出された申告書(修正申告書を除く。)データに基づき作成している。

※ 申告期限が土・日・祝日等の場合は、その翌日が申告期限となることから、令和元年12月31日に亡くなられた方についての申告期限は令和2年11月2日になる。

- 2 「被相続人数(死亡者数)」は、厚生労働省政策統括官(統計・情報政策担当)の「人口動態統計」のデータに基づく。
- 3 「課税価格」は、相続財産価額に相続時精算課税適用財産価額を加え、被相続人の債務・葬式費用を控除し、さらに相続開始前3年以内の被相続人から相続人等への生前贈与財産価額を加えたものである。
- 4 各年分とも、本書は相続税額のある申告書に係る計数を示し、外書は相続税額のない申告書に係る計数を示す。

